

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第200号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年10月7日 07時00分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第2区 山口県下松市所在の徳山下松港新川防波堤灯台から真方位119° 600m付近 (概位 北緯34°00.0′ 東経131°52.1′)
事故等調査の経過	平成24年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ツーナス3、140トン 140002、岡本海運株式会社 B バージ ツーナス2、942トン なし、岡本海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 船底に擦過傷、プロペラ翼に曲損 B 船底に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、船首部をB船の船尾凹部にかん合して一体型プッシャーバージ（以下「A船押船列」という。）を形成し、徳山下松港第2区内の専用岸壁に着岸作業中、船長Aが風潮流の影響は余りないと思っていたところ、風潮流に圧流され、平成24年10月7日07時00分ごろ同岸壁付近の浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 低潮時、潮高 約1.0m、潮流 東流約1ノット
その他の事項	A船押船列は、船首約3.5m、船尾約4.8mの喫水であった。 本事故発生場所付近は、水深が約4～5mであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船押船列は、徳山下松港第2区内の専用岸壁に着岸作業中、船長Aが、風と潮流の影響は余りないものと思い込み、風潮流を考慮した操船を適切に行わなかったことから、風潮流に圧流され、同岸壁付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、A 船押船列が、徳山下松港第 2 区内の専用岸壁に着岸作業中、船長 A が風潮流を考慮した操船を適切に行わなかったため、同岸壁付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
-----------	---